

令和4年8月30日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

令和3年度 一般財団法人川崎市まちづくり公社「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料 1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」

(一般財団法人川崎市まちづくり公社)

参考資料 1 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料 2 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

まちづくり局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和3(2021)年度)

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

都市諸施設の管理運営事業(再開発事業等に関連して取得した施設の管理運営等)、公共施設等整備・設計・監理・建設業務(公共建築物等の改修、補修工事の設計、工事監理業務等)、住宅・マンション管理相談等住情報提供事業(ハウジングサロンにおける住宅・マンション管理相談、専門アドバイザーの派遣等)等を通じ、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図ります。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備
	分野別計画	・川崎市住宅基本計画 ・川崎市都市計画マスタープラン ・かわさき資産マネジメントカルテ	

4カ年計画の目標

- ・都市諸施設の管理運営、計画的修繕の実施、高い入居率・稼働率の保持
- ・市の進める公共施設の適正な維持管理の支援、業務の受託
- ・住宅相談、マンション管理相談の継続
- ・長期借入金の計画的返済
- ・技術力の維持・向上

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和3 (2021)年度)	実績値 (令和3 (2021)年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	各拠点地区におけるまちづくりを支える施設の整備・運営	新百合トウェンティワンの入居率	%	100	98	99.4	a	B	I
		ノクティプラザの売上高	百万円	7,458	7,300	7,051	c		
		事業別の行政サービスコスト (新川崎・創造のもり管理運営事業費負担金)	千円	45,152	47,406	47,063	1)	(2)	
②	川崎市が進める公共施設の建設や適切な維持管理への支援	市業務の受託件数(設計受託件数)	件	50	70	53	b	C	II
		事業別の行政サービスコスト	千円	—	—	—			
③	市民が安心して暮らせる住まい、まちづくりへの支援	住宅相談・マンション管理相談件数	件	756	700	659	c	C	II
		マンション管理基礎セミナー受講者満足度	%	93	90	96.46	a		
		事業別の行政サービスコスト (住情報提供事業費補助金)	千円	5,506	5,506	5,506	2)	(2)	

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和3 (2021)年度)	実績値 (令和3 (2021)年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	長期借入金の計画的な返済	3施設に係る長期借入金期末残高	百万円	13,296	11,664	11,664	a	A	I
②	不動産賃料収入の維持	不動産賃料収入額	百万円	1,455	1,400	1,509	a	A	I

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和3 (2021)年度)	実績値 (令和3 (2021)年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	技術力の維持・向上	技術系講習、研修会等の出席延職員数	人	43	45	66	a	A	I
②	適正・公正な運営体制維持	コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a	A	I

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

依然として新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、川崎市と必要に応じ協議を行いながら取組を進め、新百合トウェンティワンやノクティブラザなど各拠点地区においてまちづくりを支える施設の整備・運営、市が進める公共施設の建設や適切な維持管理への支援、住宅・マンション管理相談、マンション管理基礎セミナーの実施など諸事業を通じて、市が公社に期待する「活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進」に寄与しました。

【令和3(2021)年度取組評価における総括コメント】

計画的に所有施設の修繕を行い入居者満足度の向上に努めた結果、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも高い入居率を維持し、大規模修繕工事や長期借入金返済の原資となる、不動産賃料収入の確保につなげたことは評価できます。また、ノクティブラザの売上高など一部目標未達成の取組はあるものの、技術系講習に職員を派遣し技術力の維持・向上に努め、市が進める公共施設の建設や適切な維持管理への支援に寄与したことや、コロナ禍において対面での開催が難しいマンション管理者向けのセミナーを、オンライン技術を導入して開催し、本市住宅施策の推進に寄与したことなどから本市が法人に求める役割を果たしていると考えます。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続くことが予想されますが、市と協議を行いながら目標値の達成に向けた取組を進め、公社の諸事業を通じ、活力に満ちた魅力あふれるまちづくりの推進が図られることを期待しています。

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和3(2021)年度)

事業名	各拠点地区におけるまちづくりを支える施設の整備・運営
計 画 (Plan)	
指標	①新百合トウェンティワンの入居率、②ノクティプラザの売上高
現状	所有施設の内、オフィス及び住宅の入居率は100%、事業者に賃貸している商業施設及びホテル施設の稼働状況も良好であり、安定した賃料収入を確保しています。また、K2タウンキャンパス施設も良好な状況を保っており、研究開発拠点として継続利用がなされています。 しかしながら、首都圏でオフィスビルや商業施設等の新設が続く中で、築後28年となる新百合トウェンティワンや21年のノクティをはじめとする各施設を、その利用者にとって満足できる状態に維持・改修し、高い利用率を継続していく必要があります。
行動計画	- 施設ごとの修繕計画の策定と確実な実施 - テナント事業者からの情報収集、ニーズ把握を行い、的確な対応により満足度の向上を図ります。
具体的な取組内容	- 新百合トウェンティワン大規模修繕工事(空調設備その他改修工事)を完了します。 - 新百合トウェンティワンのエレベータ(乗用4機、貨物用1機)の更新計画を作成します。 - ノクティ駐車場の24時間営業を開始します。 - 新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、施設所有者として適切に対応します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 - ファミリーレストラン退去区画について新規入居検討者との協議を行っていたところ、市から新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場としての使用要請を受け、令和3年度は令和3年6月1日から令和4年3月31日まで市に賃貸しました。(令和4年度も賃貸を継続しておりますが、賃貸借期間満了日は流動的となっています。) - 平成30年に着手した大規模修繕工事(空調設備その他改修工事)を計画通り実施し、令和3年5月に完了しました。 - エレベータ(乗用4機、貨物用1機)のリニューアル工事について、令和4年に着手し、令和6年完了予定とする更新計画を作成しました。 - 入居テナントの要望等を調査したところ、1社から非化石電力への切替希望があったため、令和4年度に先行的に導入を進めることとしました。 【指標2関連】 - ノクティ駐車場の24時間営業を令和3年5月に開始しました。 - 新型コロナウイルス感染症の影響等により駐車場の利用状況が低迷しており、駐車場運営会社に対し賃料の減額を行いました。 【その他】 - ホテル施設(クレール小杉)については、神奈川県からの要請を受け、令和3年2月21日から令和4年3月31日まで全棟を新型コロナウイルス感染症の軽症者療養施設として県に賃貸しました。(令和4年度も賃貸を継続しておりますが、賃貸借期間満了日は流動的となっています。) - 新川崎・創造のもりは、適正な管理により、良好な研究環境を維持しました。また修繕計画に基づき、3棟(E、O、管理棟)の屋上防水工事を実施しました。
----------------	--

評価 (Check)									
本市施策推進に関する指標			目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	新百合トウェンティワンの入居率		目標値		98	98	98	98	%
	説明	過去5年間の平均値	実績値	100	100	100	99.4	99.4	
2	ノクティプラザの売上高		目標値		7,300	7,300	7,300	7,300	百万円
	説明	H25～29年度実績の平均値	実績値	7,458	7,611	7,562	6,390	7,051	
指標1 に対する達成度			a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満					
指標2 に対する達成度			c	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
新百合トウェンティワンは、令和3年1月に退去した飲食店区画を事務所仕様に変更する工事を令和3年4月末に完了し、入居検討者との協議中に市からの要請を受け、急遽、令和3年6月から新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場としました。入居率の確保と共に、市の重要な責務にも貢献できたものと考えています。 ノクティプラザの売上高は、新型コロナウイルス感染症が4波・5波・6波と続き、営業時間短縮などの影響を受けましたが、令和2年度にあった緊急事態宣言による大規模な営業自粛はなく、令和2年度の実績値を上回りました。しかし、コロナ禍前の水準には戻らず、目標値の約97%に留まりました。									
本市による評価	達成状況		区分		区分選択の理由				
			B		ノクティプラザの売上高は、コロナ禍の影響を受け、わずかに目標値に達しなかったものの、大きく落ち込んだ令和2年度から661百万円増の7,051百万円(目標値の約97%)まで回復し、高い水準となり、新百合トウェンティワンの入居率も、計画的に施設の修繕を行い入居者満足度の向上に努めたことや、市からの要請に応じ空き区画を新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場として賃貸したことなどにより、目標値を上回る99.4%となったほか、クレール小杉を新型コロナウイルス感染症の軽症者療養施設として県に賃貸するなど、公共の福祉にも寄与したため。				
行政サービスコスト			目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト (新川崎・創造の管理運営事業費負担金)		目標値		47,406	47,406	47,406	47,406	千円
	説明	市からの負担金額	実績値	45,152	44,689	45,617	49,883	47,063	
行政サービスコストに対する 達成度			1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									
新川崎創造の管理運営事業費は、施設の適切な管理によって良好な研究環境を提供しています。令和3年度は、蛍光灯のLED化による光熱水費の減、消耗品の購入減による管理費の減、修繕費の減等により目標値及び令和2年度の実績値を下回りました。今後も、令和2年度に締結した川崎市及び慶應義塾との間の契約・覚書に基づき、計画的な事業執行を図っていきます。									
本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえた評価)		区分		区分選択の理由				
			(2)		行政サービスコストについては、実績値が目標値を下回っており、目標を達成している。本市施策推進に関する指標については、コロナ禍の影響もあり、ノクティプラザの売上高がわずかに目標値に達しなかったものの、新百合トウェンティワンの入居率は高い水準を維持し、目標値を上回っており、各拠点地区におけるまちづくりを支える施設の整備・運営に効果があったと言えるため。				
改善 (Action)									
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分			方向性の具体的内容					
	I			・新百合トウェンティワンビル地下1階の募集区画については新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場として市に賃貸していますが、賃貸期間満了日が流動的であるため新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、引き続きテナント確保に努めます。 ・各施設ごとの修繕計画に基づき、適切に修繕工事等を行います。 ・テナント事業者からの情報収集、ニーズの把握を行い、的確に対応して入居者満足度の向上に努め高いテナント稼働率の維持を図ります。 ・行政サービスコストについては、市、慶應、当公社で締結した覚書(令和2年3月25日)に基づき、K'タウンキャンパスの令和12年度以降の使用方針を、令和6年度中までに決定します。					

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和3(2021)年度)

事業名	川崎市が進める公共施設の建設や適切な維持管理への支援
計 画 (Plan)	
指標	市業務の受託件数(設計受託件数)
現状	公社職員の技術力や資格及び市での実務経験を背景に、市からの要請を受けて毎年度40件以上の公共建築物の維持、保全のための設計・工事監理業務を執行しています。また、平成29年度から立替施行による小杉小学校新築工事を担っています。その他、市の出資団体等が所有する施設の長寿命化や修繕等の支援を行っています。
行動計画	・市の協力要請の増加に応えるため、設計・工事監理業務の一部を民間に委託する方法を導入します。 ・市の出資団体等の所有施設の状況調査や長寿命化計画の作成など、建築技術の専門集団としての支援活動を継続していきます。 ・新たな新設小学校の立替施行に向けて市と協議を進めます。
具体的な取組内容	・川崎市との「年度協定」に基づく設計・工事監理等の受託業務や出資団体等の保有する施設の長寿命化・修繕等の支援業務を実施します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う在宅勤務を行った中でも、令和2年度に引き続きPCによるリモートワークを行うなどして、設計業務を継続することにより、年度協定により市から協力要請のあった「住吉こども文化センター外壁改修その他設計業務委託」など計53件の設計業務を実施するとともに、「中原区役所別館外壁塗装改修その他工事監理業務委託」など計62件の工事監理業務を実施しました。 【その他】 市の出資団体等が保有する施設の長寿命化等に関する技術支援(設計業務3件、工事監理業務2件、確認申請業務1件、長寿命化事前相談業務1件)を実施しました。
----------------	---

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標			目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	市業務の受託件数(設計受託件数)		目標値		60	70	70	70	件
	説明	設計受託件数	実績値		50	68	66	51	
指標1 に対する達成度			b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
設計受託件数は、目標値を下回りましたが、「菅生緑地東地区トイレ新築その他設計業務委託」や「多摩消防署外壁塗装改修その他設計業務委託」など、規模の大きい業務を複数受託したため業務量(受託金額100,416千円)は例年並みを維持し、市の要請に応えました。									

本市
による評価

区分	区分選択の理由
A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C 市業務の受託件数(設計受託件数)の実績値は53件と、目標件数には至らなかったものの、業務量等を考慮して市から協力要請をしたすべての業務を期間内に完了しており、公共施設の建設や適切な維持管理への支援に寄与したと言えるため。

行政サービスコスト			目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		－	－	－	－	千円
	説明	市からの負担金額	実績値	－	－	－	－	－	
行政サービスコストに対する達成度				1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									

本市
による評価

区分	区分選択の理由
(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	・今後も市からの要請に基づく業務を、業務の規模や受託金額等を考慮しながら、積極的に受託していきます。 ・公社職員の持つ技術力、知識・経験等を効果的に活用し、市から受託した業務を確実に実施します。 ・引き続き、市の出資団体等が保有する施設の長寿命化等に関する技術支援を行います。

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和3(2021)年度)

事業名	市民が安心して暮らせる住まい、まちづくりへの支援
-----	--------------------------

計 画 (Plan)

指標	①住宅・マンション管理相談等住情報提供事業に係る相談件数、②マンション管理基礎セミナー受講者満足度
現状	溝口駅北口付近のハウジングサロンで、一般住宅及びマンション管理に係る市民からの幅広い相談に応じています。相談はNPO法人の建築士やマンション管理士が担い、現地に赴いての対応も実施しています。 平成29年度は756件の相談に対応し、前年度比115.6%、移転前の27年度比183.9%と増加しています。また、専門家講師によるマンション管理基礎セミナーを年2回開催しています。 なお、この事業に対する市の補助金は、運営経費の約40%の定額であり、60%は当公社が負担しています。
行動計画	・NPO法人と連携し、住宅相談・マンション管理相談を継続します。 ・ハウジングサロンの周知を目的とした広報を継続します。 ・法的対応の充実のため、弁護士会との連携を実施します。
具体的な取組内容	・住宅相談、マンション管理相談を継続実施します。 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じてオンライン開催も考慮したマンション管理セミナーを年2回開催します。 ・神奈川県弁護士会の「川崎すまいる相談」との連携を継続します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 ・NPO法人と連携し、住宅相談219件(内、現地相談6件)及びマンション管理相談440件(内、現地相談42件)を実施しました。 【指標2関連】 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、大会議室を使用した講義形式のセミナーを中止し、インターネットを利用した動画配信方式のセミナーを2回実施しました。合計318名の閲覧申込があり、配信動画へのアクセス数は762件となりました。113名の方からアンケートの回答があり、48名から「とても役に立った」、61名から「役に立った」と回答をいただきました。 【その他】 ・係争に関する相談10件(住宅相談2件、マンション管理相談8件)に対して、神奈川県弁護士会の「川崎すまいる相談」を案内しました。
----------------	--

評価（Check）									
本市施策推進に関する指標			目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	住宅相談・マンション管理相談件数		目標値		700	700	700	700	件
	説明	平成28・29年度実績平均値	実績値	756	854	706	693	659	
2	マンション管理基礎セミナー受講者満足度		目標値		90	90	90	90	%
	説明	過去5年間平均値	実績値	93	90.25	87.65	中止(2回)	96.46	
指標1 に対する達成度		C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
指標2 に対する達成度		a							
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
令和3年度は、コロナ禍による住宅相談・マンション管理相談窓口の一時閉鎖は行いませんでしたが、前年度より相談件数が34件減となり、目標値には達しませんでした。電話による住宅相談が減少し、相談内容では住宅の融資・助成制度に係るものの減少が目立っています。なお、マンション管理相談については窓口相談も電話相談も前年度より増加しています。 マンション管理基礎セミナーについては、新型コロナウイルス感染症対策のため、2回とも動画配信方式で開催し、合計318名の閲覧申込がありました。オンラインで実施したアンケートには113名の方から回答があり、109名の方から高い評価を受けました。									

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C 住宅相談・マンション管理相談件数は、目標値に対して約94%の659件に留まったものの、それぞれの相談に対して適切に対応しており、また、昨年度、コロナ禍の影響で開催できなかったマンション管理基礎セミナーを、YouTubeによる動画配信形式で開催し、受講者から100%に近い満足度を得られたことは高く評価できるため。

行政サービスコスト			目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト (住情報提供事業費補助金)		目標値		5,506	5,506	5,506	5,506	千円
	説明	市からの補助金額	実績値	5,506	5,506	5,506	5,506	5,506	
行政サービスコストに対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上						
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									
市の住宅施策に基づくこの事業は、市からの補助金のみでは不足するため、公社の資金を投入しています。今後も川崎市の負担を増加させることなく現在の市民サービスを維持して事業を行っていきます。									

	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度)等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2) 住宅相談・マンション管理相談件数は目標未達となったものの、行政サービスコストの目標値の範囲内で事業を展開した。また、新たにオンライン技術を導入するなど、コロナ禍に柔軟に対応しながら本市住宅施策の推進に寄与したため。

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	・NPOと連携して、住宅相談、マンション管理相談を実施します。 ・マンション管理基礎セミナーについては、新型コロナウイルス感染症や会場施設の状況に応じて、講義形式又は動画配信方式での開催方法を検討し、実施します。 ・「川崎市マンション管理組合登録支援制度」に登録している管理組合に対し、ハウジングサロンの周知・広報をする等強化します。 ・法的対応の充実のため、弁護士会との連携を継続します。

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

3. 経営健全化に向けた取組①(令和3(2021)年度)

項目名	長期借入金の計画的な返済
計 画 (Plan)	
指標	3施設に係る長期借入金期末残高
現状	市が進める各拠点地区のまちづくりを推進するため公社が取得したノクティ、クレール小杉及び新百合トウエンティワンの取得資金の借入金残高は、平成29年度末時点で13,295,876千円となっています。 これを平成52(2040)年に完済する返済計画を策定しており、計画通りに返済していく。
行動計画	・各施設からの賃料収入等を原資に返済を行います。
具体的な取組内容	・長期借入金の返済原資となる公社所有施設からの賃料収入等の確保に努め、ノクティ及びクレール小杉の長期借入金について返済計画に基づいて返済を行います。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	【指標1関連】 所有する施設(商業・オフィスビル、ホテル等)の入居率や利用率を高い状態に維持し、この賃料収入を原資として、ノクティ及びクレール小杉の施設取得に要した借入金を計画どおりに返済しています。
---------------	---

評 価 (Check)

経営健全化に関する指標			目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	3施設に係る長期借入金期末残高		目標値		12,934	12,571	12,276	11,664	百万円
	説明	返済計画に基づく借入金残高	実績値	13,296	12,934	12,571	12,276	11,664	
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
長期借入金を予定どおり返済し、借入金期末残高を計画どおりの金額まで減らすことができたため、目標を達成しました。									

本市に
よる評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	
	所有施設を良好な状態に保ち、高い入居率を維持することで、返済の原資となる不動産賃料収入を確保し、長期借入金を計画どおりに返済したため。		

改 善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	引き続き所有する各施設の高い入居率を維持し賃料収入を確保することで、この賃料収入を原資として返済計画に基づいた返済を実施します。

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

経営健全化に向けた取組②(令和3(2021)年度)

項目名	不動産賃料収入の維持
-----	------------

計 画 (Plan)

指標	所有施設の不動産賃料収入
現状	所有施設の賃貸収入は、施設の特別修繕積立や借入金返済の原資に充当しており、現在の安定した賃料収入を維持していくことが重要な課題です。
行動計画	各施設の建物及び設備のリニューアルや修繕を行い、現在の高い入居率を維持することによって、安定した賃料を確保します。
具体的な取組内容	・各施設の建物及び設備のリニューアルや修繕を実施し、良好な環境を保ちます。 ・テナント事業者及び駐車場運営事業者から新型コロナウイルス感染症の影響も含め情報収集を行うと共に、施設を健全な状態に維持し、賃料確保に努めます。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	【指標1関連】 ・当公社の所有するオフィスビル(新百合トウェンティワン)の一部テナントについて、契約更新時に賃料の増額を行いました。 ・コロナ禍が続く中、当公社の所有するオフィスビル(新百合トウェンティワン)の約620㎡の区画をワクチン接種会場として市に賃貸し、また302室を擁するホテル(クレール小杉)は新型コロナウイルス感染症の軽症者療養施設として一括して県に賃貸し、市や県の要請に応えると共に賃料の安定確保にもつながりました。 ・施設・設備の必要なリニューアルや修繕を実施し、良好な環境を保持しました。
---------------	---

評 価 (Check)

経営健全化に関する指標			目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	不動産賃料収入額		目標値		1,400	1,400	1,400	1,400	百万円
	説明	(駐車場賃料を含む)	実績値	1,455	1,461	1,472	1,430	1,509	
指標1 に対する達成度			a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
前年の令和2年度は、コロナ禍によるクレール小杉等の賃料減額の対応や新百合トウェンティワンの飲食テナントの退店等により賃料収入が減額となりましたが、令和3年度は、クレール小杉の県による新型コロナウイルス感染症の軽症者療養施設の借上等により平常時と変わらない賃料を確保するとともに新百合トウェンティワンの退去区画をワクチン接種会場として市に賃貸することができ、さらに既存テナントの賃料増額等により目標値及びコロナ禍の影響が大きくなかった令和元年度の実績を上回る賃料を確保することができました。									

本市による評価

区分	区分選択の理由
達成状況 A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 計画的に施設の修繕を行い入居者満足度の向上に努めたことや、県や市からの要請に応じ施設を賃貸したことにより、高い入居率を維持し、目標値を上回る不動産賃料収入を得たため。

改 善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ ・新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、高い入居率を維持し賃料確保に努めます。 ・所有施設を良好な状態に保つことを事業の基本とし、修繕・維持・管理運営を適切に実施していきます。

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

4. 業務・組織に関する取組①(令和3(2021)年度)

項目名	技術力の維持・向上
計 画 (Plan)	
指標	技術系講習、研修会等の出席延職員数
現状	公社の業務を継続していくためには、職員の持つ技術力を将来に渡り保持していく必要があります。 人材育成計画ではOJTを中心に、専門知識・技術等の取得のために講習会、研修会等に積極的に参加することとしています。 平成29年度技術職員(20名)の保有している建築・設備系の資格・免許は27種、延べ69名です。
行動計画	・資格の維持、知識・技術の取得のために講習会、研修会等に参加します。 ・各職員が研修会等に参加し易い環境に配慮し、必要な経費は公社が負担します。
具体的な取組内容	・市等が主催する講習会・研修会等に積極的に出席し、職員の技術力の維持・向上を図ります。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 まちづくり局施設整備部や各メーカーが主催した技術講習会など、26回の講習会等(内リモート2回)に延べ66人(内リモート2人)が参加しました。
---------------	--

評 価 (Check)

業務・組織に関する指標			目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	技術系講習、研修会等の出席延職員数		目標値		45	45	45	45	人
	説明	技術系講習、研修会等の出席延職員数	実績値	43	48	76	31	66	
指標1 に対する達成度			a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
まちづくり局施設整備部が主催する中堅職員を対象とした技術講習会のほかに、今年度、まちづくり公社では、3名の新人技術職員を採用したことから、まちづくり局施設整備部主催の新人技術職員研修にも出席した等の理由により、令和2年度に比べ多い延べ人数となりました。									

本市による評価

区分	区分選択の理由
A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 技術系講習等の出席延人数が目標値を上回る66名となり、技術力の維持・向上が図られたため。

改 善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I 今後も市等が主催する講習会・研修会等に積極的に出席し、職員の技術力の維持・向上を図ります。

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

業務・組織に関する取組②(令和3(2021)年度)

項目名	適正・公正な運営体制維持
計 画 (Plan)	
指標	コンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	各種法令を遵守し、コンプライアンスに反する事案は発生していません。
行動計画	引き続き、各種法令を遵守し、コンプライアンスに反する事案を発生させない体制を維持します。
具体的な取組内容	・役員・職員間の情報共有及び認識の統一を図り、法令違反を防止します。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 各種法令を遵守し、コンプライアンスに反する事案は発生していません。
---------------	--

評 価 (Check)

業務・組織に関する指標			目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	コンプライアンスに反する事案の発生件数		目標値		0	0	0	0	件
	説明	コンプライアンスに反する事案の発生件数	実績値	0	0	0	0	0	
指標1 に対する達成度			a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
法令に抵触する事案はなかったため、今後も法令遵守の体制を維持します。									

本市
による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A	B	
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った		各種法令を遵守し、コンプライアンスに反する事案を発生させない体制の維持に努め、事案発生件数0件を達成したため。

改 善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I	II	
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止		法令を遵守した運営が行われる体制を維持していきます。

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	--------------

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)				
	経常収益	7,004,212	2,057,351	1,987,441	2,057,035
	経常費用	6,913,573	1,860,876	1,779,374	1,584,125
	当期経常増減額	90,639	196,475	208,067	472,910
	当期一般正味財産増減額	90,639	196,475	208,067	448,203
貸借対照表	(指定正味財産増減の部)				
	当期指定正味財産増減額				
	正味財産期末残高	4,669,924	4,866,399	5,074,466	5,522,669
	総資産	22,750,256	22,569,793	22,196,766	20,923,630
	流動資産	980,836	1,077,658	1,103,765	1,176,816
貸借対照表	固定資産	21,769,420	21,492,135	21,093,001	19,746,814
	総負債	18,080,332	17,703,394	17,122,300	15,400,961
	流動負債	234,156	668,080	872,588	879,508
	固定負債	17,846,176	17,035,314	16,249,712	14,521,453
	正味財産	4,669,924	4,866,399	5,074,466	5,522,669
貸借対照表	一般正味財産	4,188,924	4,385,399	4,593,466	5,041,669
	指定正味財産	481,000	481,000	481,000	481,000
	エラーチェック	OK	OK	OK	OK
本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金		5,506	5,506	5,506	5,506
委託料		106,033	123,842	101,114	104,442
指定管理料					
貸付金(年度末残高)		12,460,610	12,367,844	12,275,078	11,663,112
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)		930,055	671,690	366,244	262,671
出捐金(年度末状況)		481,000	481,000	481,000	481,000
(市出捐率)		96.2%	96.2%	96.2%	96.2%
財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		418.9%	161.3%	126.5%	133.8%
正味財産比率(正味財産/総資産)		20.5%	21.6%	22.9%	26.4%
正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)		1.9%	4.0%	4.1%	8.1%
総資産回転率(経常収益/総資産)		30.8%	9.1%	9.0%	9.8%
収益に占める市の財政支出割合 ((補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)		1.6%	6.3%	5.4%	5.3%

法人コメント		本市コメント
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
経常収益は、商業施設等の減収など未だに新型コロナウイルス感染症の影響が残っているものの、市へのワクチン接種会場の賃貸や県への新型コロナウイルス感染症軽症者療養施設の転貸、一部の業務系テナントにおける契約更新時の賃料の増額など状況に応じた経営を行うことにより、今期も当期経常増減額を黒字とし、健全な経営状態を維持することができました。また、令和3年度から、長期借入金返済計画に基づく返済額が増加しましたが、必要なキャッシュを確保し計画通り返済を行い、健全な状況であると認識しております。	新型コロナウイルス感染症やウクライナ侵襲によるエネルギー問題等が入居テナントに与える影響を注視するとともに、計画的な施設の修繕やテナントニーズの把握に努め令和4年度以降96%以上の高いテナント稼働率を維持することで、年間14億円超の賃料収入の確保を図るとともに市が推進している活力に満ちたまちづくりに寄与してまいります。また、長期借入金について、賃料収入を原資として返済計画(クレール小杉が令和19年度、ノクティが令和22年度完済予定)に基づき返済し健全な経営を行ってまいります。	新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、前年度を上回る当期経常増減額を計上するなど、健全な経営状態を維持しており、長期借入金の返済も計画通りに実行しています。また、行政の要請に応じ、新百合ウエスティワンとクレール小杉を新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場や軽症者療養施設として賃貸したことにより、賃料収入の安定的な確保につながるとともに、公共の福祉にも寄与しました。今後も、社会状況の変化に柔軟に対応しながら、公社の諸事業を通じ、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進に寄与することを期待しています。

(2)役員・職員の状況(令和4年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	3	0	3	6	0	0
職員	32	0	15	3	0	1

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解

・理由

・今後の方向性

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和3年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく最終年度の評価となるものであり、引き続き、コロナ禍で工夫を要する年度となりましたが、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図るとともに、昨年度策定した新たな「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4～7年度）」の取組へと円滑につながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法 人 名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
21	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記 1 のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 <u>法人が指標を設定</u>	本市施策との <u>連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定</u>
様式や指標の見直し	<u>様式・指標ともに複雑・多岐</u>	様式については、 <u>最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握</u> できるように改定 指標については、 <u>最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定</u> ただし、 <u>成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定</u>
評価の客観性向上のための仕組づくり	<u>内部評価後、結果をホームページにおいて公表</u>	内部評価に <u>外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表</u>

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 $\geq$ 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 $\geq$ 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 $\geq$ 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 $\times$ 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 $\geq$ 実績値
- b. 現状値（個別設定値） $\geq$ 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

（目標値・実績値ともにゼロ以下（実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む）の場合、セルに斜線（\）を入力。）

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3 令和3年度 取組評価の総括

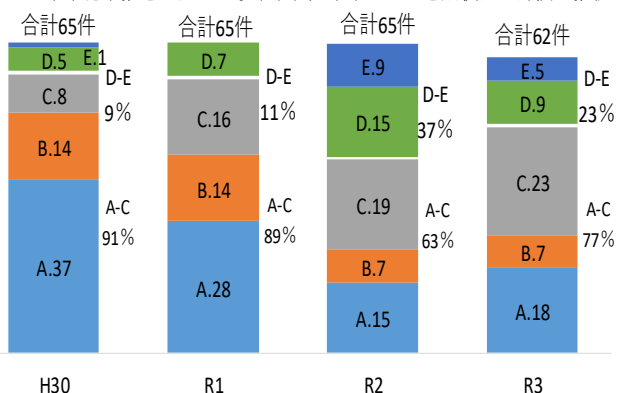
・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で62件の取組（うち37件の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約77%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約62%と、**コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し、実績の改善が見られた取組が多くある一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約23%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約38%と、引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組も散見**されるところです。

・同様に経営健全化に向けた取組においては、33件の取組があり、**本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約61%と、実績が改善した取組があるものの、「D又はE」となったものが約39%と経営健全化の状況は本市施策推進に向けた事業取組ほどの回復傾向とはなっていない状況**です。

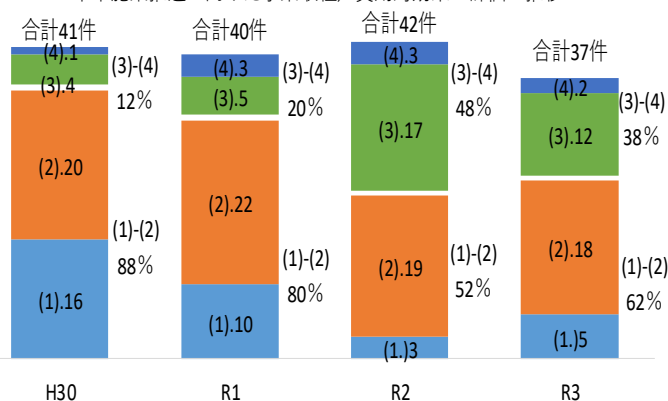
・業務・組織に関する取組については、43件の取組があり本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、「D又はE」となったものが約5%と**ほぼコロナ禍前の状態に戻っていますが、Eとなったものには留意が必要**です。

・上記取組について、4年間を総括すると、**前半の2年間は、何れの取組についても一定以上の成果がありました**が、後半の2年間は、**新型コロナウイルス感染症の影響等により、本市施策推進に向けた事業取組と経営健全化に向けた取組について、成果がやや限定的となったところがあるものの、回復傾向が見えてきたことから、今後その一層の推進が必要**です。

本市施策推進に向けた事業取組／本市による達成状況の評価の推移



本市施策推進に向けた事業取組／費用対効果の評価の推移



＜本市の達成状況の評価区分＞

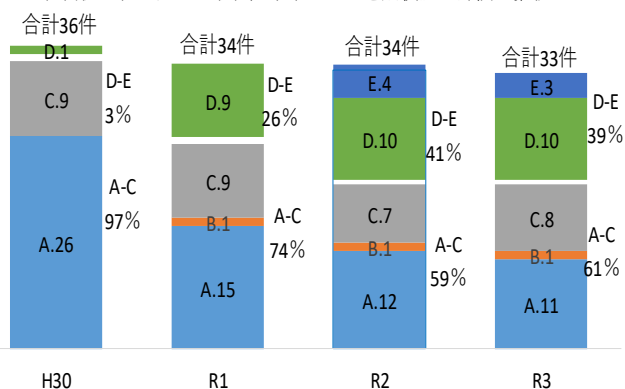
- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

＜費用対効果の評価区分＞

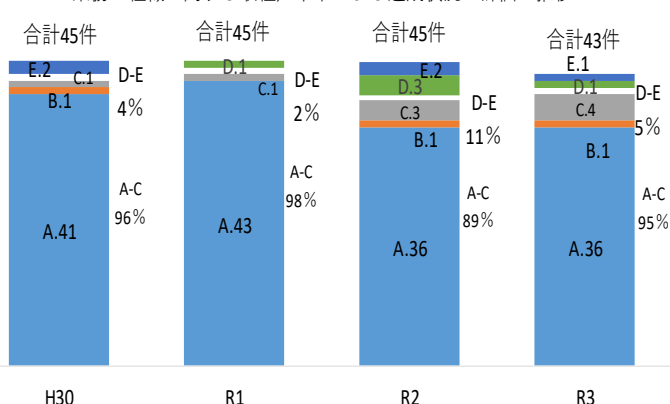
- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

経営健全化に向けた取組／本市による達成状況の評価の推移



業務・組織に関する取組／本市による達成状況の評価の推移



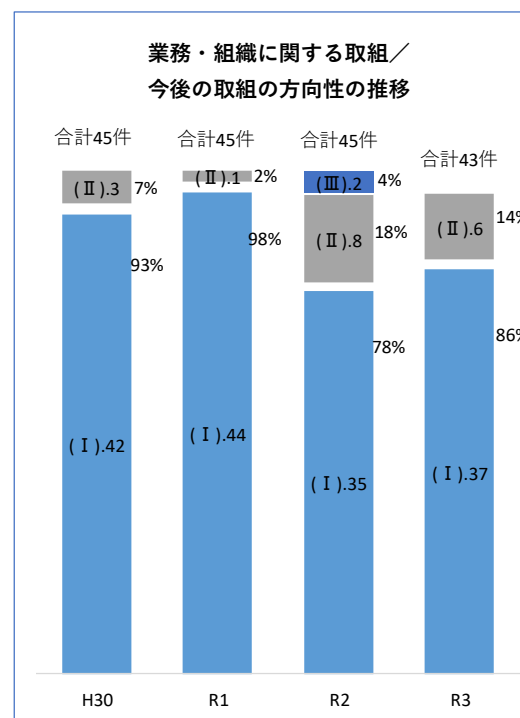
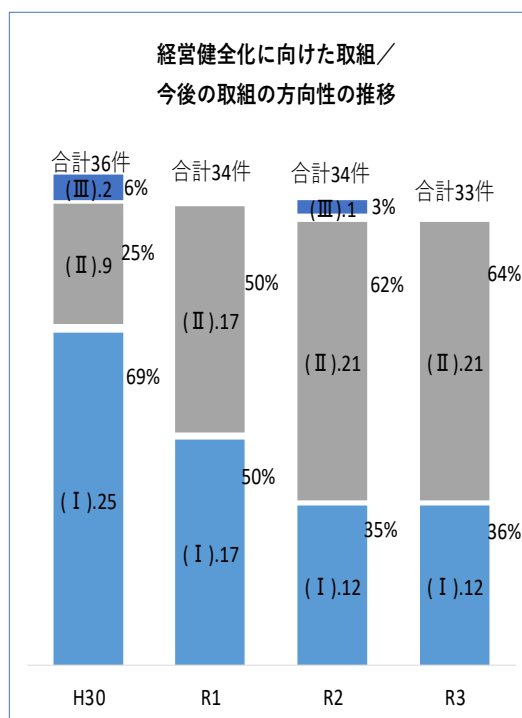
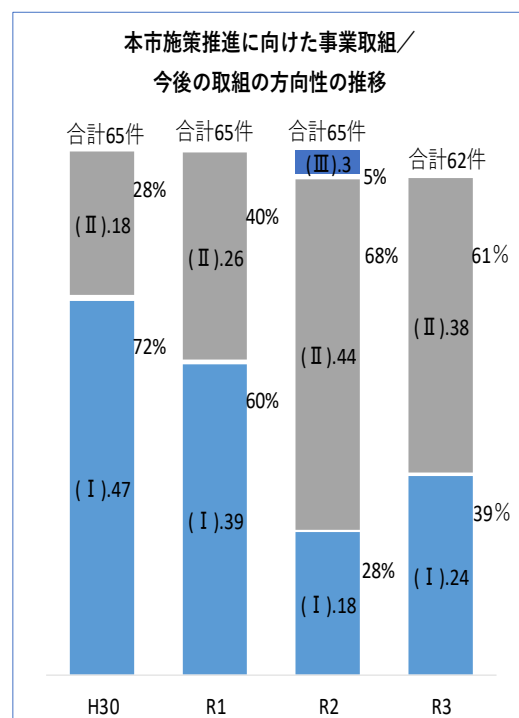
令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和3年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

・下表の各取組において、令和3年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約39%、36%、86%のもの（何れも前年度より増）については、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。

・各取組において、令和3年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約61%、64%、14%のもの（何れも前年度以下）については**改善効果があった取組の有無等をより細かく分析し、新型コロナウイルス感染症からの回復度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。

・ただし、令和3年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和4年度からの財務見通しについて精査した結果、適切な目標管理をし得ないもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。



＜今後の取組の方向性区分＞

- Ⅰ．現状のまま取組を継続
- Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
- Ⅲ．状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和4年8月5日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和3年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和4年度第1回及び第2回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等23法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和3年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和３年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和４年８月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 目標未達成の取組の要因分析と対策
- (2) 現行の経営状況を踏まえた DX や GX への対応

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 3 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 4 年目（最終年度）の評価となるものであるため、評価全般に対し 4 年間の総括を行い、また、総じて、令和 3 年度に策定した新たな「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組にも円滑につながっていくよう評価を行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組のほか、コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し実績の改善が見られた取組や社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画の変更等により目標の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 138 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 138 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と 4 年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の 60% 台から 70% 台となっており、前年度から、コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し、実績の改善が見られた取組が多くあったものの、経営健全化の状況は本市施策推進に向けた事業取組ほどの回復傾向とはなっていない状況もあり、また、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の 20% 台から 30% 台と、引き続き、方針策定時の現状を下回る目標未達の課題のある取組も散見されるところである。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが 90% 超、「D 又は E」となったものが 10% 未満と、ほぼコロナ禍前の状態に戻っていると認められるものの、E となったものには留意が必要である。

上記取組について、4 年間の総括をすると、前半の 2 年間は何れの取組についても一定以上の成果があったが、後半の 2 年間は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、本市施策推進に向けた事業取組と経営健全化に向けた取組について、成果がやや限定的となったところがあるものの、回復傾向が見えてきたことから、今後より一層の推進が必要である。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 目標未達成の取組の要因分析と対策

＜本委員会の意見＞

新型コロナウイルス感染症の影響は、他の団体にも同じく生じている中で、業務改善や経営改善ができている団体もあり、どこまでが社会的な影響で、どこまでは改善努力をしてもらうのかという線引きが必要と考える。

＜市の見解＞

新型コロナウイルス感染症の影響による目標未達成の取組の要因分析と対策については、従前からの年次での取組評価の際の原因究明に加えて、1年間のPDCAサイクルを回す過程において、年度当初の計画（Plan）の具体的な取組内容の作成時に各取組に基づく実績目標を想定し、年度途中で取組の見直しなども行い、その結果として、改善努力が十分であったのか、それとも、社会的な影響によったのか、確認できるようにしていくことが必要と考える。

(2) 現行の経営状況を踏まえたDXやGXへの対応

＜本委員会の意見＞

コロナ禍における売上状況は厳しいものであると認識しており、それを踏まえて、DX（Digital Transformation）やGX（Green Transformation）に対応した戦略的な判断が必要であると感じる。現状のあり方で良い訳ではなく、機動的に経営変化を図っていくべきである。

＜市の見解＞

出資法人においても社会経済環境や市民ニーズの変化等に柔軟に対応することは必要と考えているが、行っている事業や対象者、財源等も法人によって様々であり、一概にDXやGXへの対応を求めていくことは難しい側面もあると考える。しかしながら、市役所の動きや民間企業における事例を共有していくことは有用と考えており、研修の場の活用や出資法人へのヒアリングの機会等を通じて、DXやGXに対する考えを確認し導入を促すなど、機運の醸成を図っていく必要があると考える。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	「魅力的な企画の実施や効果的な広報を展開した」にもかかわらず、目標を達成できなかった理由を説明いただきたい。 それは市民・利用者に理由があるのか。社会的な要因であるのか。財団の取組・手法に原因があるのか。 もし市民や社会要因であるとするれば、そのような「悪い状況」に財団としてどのように対応するお考えか。 財団の取組に原因があるとするれば、それはどのような要因か。 評価の結果について、財団としてはどのように受け止め、対策を検討されているのかお考えをお聞きしたい。	財団本部事業と指定管理事業の各文化施設の稼働率や主催事業の参加者数が目標を達成できなかった理由といたしましては、新型コロナウイルスなど社会環境の変化に大きく影響を受けたものであると認識している。 具体的には、実施結果（Do）や評価（Check）の指標に対する法人コメントに記載があり、各施設の利用時間の繰り上げのほか、施設利用及びイベント実施において、引き続き、利用人数の制限があったことも影響しているため、その旨を追記した。 当財団では、そうした社会環境の変化に加え、事業の特性を踏まえた取組として、引き続き、新聞社等へのプレスリリースや子ども狂言教室の校長会を通じた小中学校への周知等効果的な広報、21ホールの月利用制限の緩和、能楽堂やアートガーデンかわさき

		等の稼働率向上に向けた多目的利用、観光協会と連携した指定管理施設に係る広報、地域の文化資源やIT技術を活用した多様な文化芸術事業の実施を図るとともに、令和3年度に作成したラゾーナ寄席のPR動画の配信、川崎浮世絵ギャラリーでの人気作品の企画展示等市民ニーズを踏まえた事業企画、観光関係企業等への働きかけの一層の推進などを行いながら、本取組を継続していくことが分かるよう、各改善(Action)の具体的内容を整理・補記させていただいた。
--	--	---

国際交流協会の国際交流促進事業及び多文化共生推進事業について	コロナ禍で活動が実施しにくい環境の中、国際交流の関係者のニーズに対応して、迅速なオンラインへの移行、対応などを行い、多くの必要な事業・サービスを提供できたことは高く評価できる。 他の団体においても参考とすべき取組であり、協会職員の方の話を、講演会・研修会などで他の団体関係者へ聞いていただく機会を設けることが効果的であると考えている。	国際交流促進事業及び多文化共生推進事業において、オンラインによる講座や相談対応などの効果があった背景としては、コロナ禍の状況に加え、外国人市民や留学生など、事業の対象者がオンライン手法に馴染みやすい側面もあったものと理解している。 そうした各事業の状況に応じて、法人が講じた「講座や相談事業におけるオンライン手法の導入策」については、事例紹介等の機会があるのであれば、必要に応じて対応していきたいと考えている。
国際交流協会の国際交流促進事業について	目標が未達成となっているため、今後はポストコロナを見通しつつ、オンラインの積極的な活用等を通じた柔軟な事業推進方策を検討すべきではないか。	国際交流促進事業においては、コロナ禍の影響や事業の内容に応じて、柔軟にオンラインによる対応を実施してきた。 しかしながら、コロナ禍による会議室等の定員制限や外国人留学生の入国制限等もあり、目標が未達成となってきたことから、その制限解除を注視するとともに、今後のオンライン化の普及に向けた環境整備を行った上で、引き続き

		き、オンラインによる取組を継続し、目標値の達成を目指していく旨を改善(Action)の具体的内容に追記した。
スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について	引き続きウィズコロナのスポーツ振興及び指導者育成に注力されたい。	スポーツ振興事業と指導者育成・派遣事業は、川崎市と連携を図りながら実施するスポーツ協会の根幹となる事業と考えている。 スポーツ協会においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は多くの事業が中止を余儀なくされましたが、令和3年度は大きく回復傾向にあった。 今後も、事業を進める上で、感染症対策に万全を期すとともに、講演会や教室、研修などでは、状況に応じてオンライン等を活用しながら、次期方針に基づき、スポーツ振興事業と競技選手強化・指導者育成事業について、目標を達成するべく注力していく。

かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について	コロナ禍におけるサービス供給のあり方の変更の検討は正しかったと言えるのか。 「安全安心な場の提供」機能は大きな影響を受けたかもしれないが、地域での活動参画や多世代交流の活性化などについてはD X 的な施策への変更等はなかったのか。 そもそも、わくわくプラザ登録率が 50% 弱という目標設定でいいものなのか。	令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の発令と解除が繰り返されたことにより、地域や関係機関等との連携についても、オンラインの活用を図りながら企画・実施をしたが、延期や中止にせざるを得ない行事も多くあり、前年度実績からは、1.7 倍程度の増となったものの、目標達成とはならなかったものである。 わくわくプラザの登録率は、指標の説明にあるとおり、小学校の在校児童数に対するわくわくプラザの登録者の割合を表しており、小学校高学年などを含めると、現状の目標設定は、これまでの実績から、妥当な範囲のものであると認識している。
-----------------------------------	---	--

かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について	わくわくプラザの登録率の減少は、コロナ禍で致し方ない面もあるが、登録の潜在的なニーズは存在していると考えられることから、感染状況の動向を見極めつつ、利用制限の解除に向けた具体的な筋道を検討する必要があるのではないかな。	新型コロナウイルス感染症の影響による、わくわくプラザの利用制限の解除については、御指摘のとおり、潜在的ニーズのあるものと認識しているので、本市の行政運営方針や感染症の状況、学校等における対応などを踏まえて、検討していく必要があると考えていることから、その旨を改善（Acton）の具体的内容に追記した。
川崎アゼリアの施設環境整備事業及び店舗活性化推進事業について	コロナ禍における実店舗の売上状況は、他の地域・商業施設においても厳しいものであると認識している。 アゼリアの役割として、他の民間商業施設と同様に、利益の最大化を追求していくのか、コロナ禍を踏まえて新しい生活様式、D XやG Xに対応した商業施設として生まれ変わっていくのか、政策的・戦略的な判断が必要であると感ずる。 「売らない店舗」など、購買はオンラインで、体験や評価を行う場としての実店舗を活用する例なども出てきている。	アゼリアの役割として、安定した経営基盤を確立するため、まずは増収に向け、ウィズコロナの状況を踏まえ、既存店舗の区画・業種構成の最適化や新たな店舗誘致、また、広場等を活用した短期催事の積極的な開催などに取り組んでいく。 D X化については、全社的な業務プロセスの見直しを行うこととしており、見直しの過程において、社内業務のD X化に取り組むとともに、データ活用による業務の高度化や効率化を図っていく。 商業施設としての対応につい

		ては、今後店舗等のニーズの把握に努めていく。 C O 2 の削減やG X の取組については、E V 車を含むカーシェアリングの拠点整備や街内照明設備のL E D 化、再生可能エネルギーなどの導入及び利用促進等に向けて取り組んでいく。
川崎アゼリアの施設環境整備事業について	事業別の行政サービスコストの年度ごとの変動が大きい、主な内訳を知りたい。	当該「事業別の行政サービスコスト」については、法人として、本市施策推進に向けた事業取組ごとに収支を算出することができないため、法人の事業全体で「行政サービスコスト」を算出している。 その上で、年度ごとの変動が大きい令和元年度から令和3年度にかけての変動の主な理由（内訳）を挙げると、令和元年度から令和2年度では、光熱水料費などの直接事業費が約1.2億円減となる一方で、不動産賃料収入等の直接自己収入も約3.6億円減となり、行政サービスコストが約2.4億円増となったものであり、令和2年度から令和3年度では、光熱水料費の増と人件費

		の減により、直接事業費が約 300 万円増となる中、不動産賃料収入等の直接自己収入は約 7,800 万円増となり、行政サービスコストが約 7,500 万円の減となったものである。
身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	対コロナ禍においても機動的に対処されたことがうかがえる。 自立支援への誘導が大事なはずであり、施策効果を絶えず把握しつつ事業のあり方を考えるべき。	当該「障害者社会参加推進事業」は、障害者の社会参加が進むよう、社会生活に必要な能力の習得や、生きがい活動、スポーツ・文化・芸術活動の機会提供を、それぞれの障害特性に配慮しながら、実施している。 具体的には、視覚障害者を対象とした手芸やヨガ、料理教室、聴覚障害者を対象とした講演会、難聴者を対象とした手話勉強会、障害種別を問わない書道教室、スポーツ大会などを実施している。 そうした中で、自立支援に向けた施策効果を直接的に上げていくことは難しい側面もあるが、各会の開催に当たっては、前年度の参加者の意見を踏まえ、関係（当事者）団体と十分に協議を行った上で、内容の検討・調整を行い、新たな活動なども取り入れていくことを改善（Action）の具体的内

		容に追記した。 本改善の取組により、今後についても、参加者にとって、満足度が高く、諸能力の向上につながるような効果的な内容となるよう工夫していくが、自立支援に向けて直接的に施策効果を上げていくものとしては、次期方針に位置づけた、中部身体障害者福祉会館指定管理事業内で行われる就労継続支援事業などの取組を併せて推進していくことが必要であると考えている。
みぞのくち新都市の地域還元事業について	コロナ禍で遊び場が不足する子どもたちに、屋上スペースを活用して楽しんでもらう、という事業は大変素晴らしいと感じる。 他の施設を持つ部署・所管課・団体にも横展開すべき「川崎モデル」となる取組と感じる。 他の団体においても参考とすべき取組であり、法人職員の話や、講演会・研修会などで他の団体関係者へ聞いていただく機会を設けることが効果的であると考えている。	ノクティ2屋上広場の保育園開放については、園庭のない保育所を近くに多く有する地域性を踏まえ、地域還元の視点から高津区役所との密接な信頼関係の構築を背景とした適正な役割分担と連携のもとに成立している取組であり、他の出資法人において同様の横展開を図るには、そうした地域性や条件に適合する施設の有無のほか、例えばセキュリティの課題、責任の所在の明確化などの課題解決の必要が想定される。 しかしながら、本取組をより多くの方に知ってもらうこと

		は有用であると考えることから、今後とも高津区役所と連携しながら、ホームページ等による屋上利用の案内を検討するなど、より効果的な取組を進めていく。
みぞのくち新都市の地域還元事業について	対コロナ禍においても機動的に対処されたことがうかがえる。 屋上保育園開放は大成功ということか。目標が保守的過ぎたのか。 施策効果を絶えず把握しつつ事業のあり方を考えるべき。	ノクティ2屋上の保育園開放利用数については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であり、2回に止まった。 令和3年度は利用促進を図るため、区役所と連携し利用案内や感染症対策の注意をパンフレットにまとめ保育園施設連絡会で周知を図った。 加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、適度な運動の必要性が目され、また、屋外での運動は比較的感染のリスクが低いとの考えも明らかになったことなどから、大幅に関心と需要が高まったものと考えており、実施結果（Do）の活動実績や評価（Check）の法人コメントにそうした要因を追記した。 今後に向けても、今回の結果を踏まえ、適切な指標及び目

		標設定のもと、事業を進めていく必要があると考えていることから、その旨を改善（Action）の具体的内容に、追記した。
公園緑地協会の公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業について	コロナを言い訳に努力不足ではないか。アフターコロナ時代の公園緑地のもつ価値を再定義して考えるべきではないか。	努力不足との指摘については、イベント等実施回数について、新型コロナウイルス感染症への感染対策の徹底のほか、世代を超えた市民協働活動の拡充にも留意し、できる限り開催可能なイベント等を実施したところであり、そうした点を実施結果（Do）や評価（Check）の指標に対する達成度の法人コメントに記載した。 ばら苑の来苑者数についても、コロナ禍の中、安全対策を十分にしてい、2年ぶりに春と秋の開放を行うことができ、前年度からは2倍超の来苑者となったことや、コロナ禍で来苑できない方々には、ホームページで園内の様子やばらの紹介、開花情報などを周知し、市民サービスの向上に努めたことを、実施結果（Do）や評価（Check）の法人コメント

		に記載した。 アフターコロナの公園緑地の持つ価値については、改善（Action）の具体的内容において、市民の憩いの場として公園緑地の存在が再評価されてきていることに触れていることから、積極的な広報を行っていくことを追記した。
公園緑地協会の公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業について	Park-PFI、PFI、コンセッションなど、多様な活用が図られる都市公園。生田緑地のばら苑及び公園全体として、どのようなあり方を目指していくのか、明確にする必要があると考える。 集客装置としての公園緑地に着目し、民間事業者と連携し商業的なサービスも含めて収益をあげて、それを公園の維持管理にあてていく考え方（南池袋公園などが代表例）をとるのか、公共的・公益的な価値の実現を目指し、できる限り効率的な運営を行う考え方をとるのか。	生田緑地については、平成 25 年度から生田緑地全体の広報や緑地と各文化施設の維持管理業務等を統合し、指定管理者制度による横断的な管理運営を行っているが、今後は、ばら苑を含めた生田緑地全体の魅力向上の視点も踏まえた、より効率的、効果的な管理運営手法のあり方を検討していく必要があり、生田緑地全体の整備状況及び周辺まちづくりの取組を踏まえた「生田緑地ビジョン」の改定を進めるとともに、併せて「生田緑地ばら苑管理・運営整備方針」を令和 5 年度に策定予定である。

	その判断を行った上で、それを外郭団体が行う必要があるのか、という判断も必要であると考えている。 他の都市公園も含めて、令和5年度を目途に公園の位置づけに関する仕分けを行う必要があるのではないかと感じる。 タイミングを遅らせることで、中途半端な公園運営となり、トータルコストのロスにつながる。 また、コロナ後の新しい活動が再開される中で、「出遅れ」は集客等において致命的なダメージとなる。	外郭団体が実施する必要性については、上記検討の中で例えば周辺施設との一体管理（指定管理）が最善であるという結論に至った場合には、協会管理に固執する必要はないと考えている。一方で、現状のばら苑管理はボランティアを活用し運営しているが、これには協会がこれまで築いてきた、ボランティアとのネットワーク等が有用であるとも考えていることから、この点も踏まえて、最善の管理運営方法を検討していく。 なお、他の市内都市公園の仕分け（位置づけ）については、令和2年度パークマネジメント推進方針を策定し、一定の規模があり、民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民活導入の検討対象とすることとしている。
--	---	---

学校給食会の成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進について	コロナ禍において、GIGA スクール端末を活用した食育の実施により、多くの成果を得たことは大変素晴らしいことと評価する。 他の地域へも展開できるような模範的な取組であり、企画・実施をされた職員の方々のご努力に敬意を表する。 また、他の団体においても参考となることから、講演会・研修会などが実施できるとよいと考える。	新型コロナウイルス感染症の影響により、それまで実施してきた学校給食用物資納入業者の協力による出前講座の実施が困難な状況となり、その代替として、令和３年度は、GIGA 端末を活用した食育講座を２校で試行的に実施したところである。 GIGA 端末を活用することで、給食会の限られたマンパワーの中でも、より多くの児童に食育の機会を提供することが可能となることから、今後は、学校数を増やししながら、児童の成長期における「食」に関する知識を高めていけるよう、市と連携して取組を推進していく。 本取組は食育の推進に寄与するためのものであり、同様の取組を行う法人は想定しておらず、当法人から他団体への事例紹介までは予定していないが、本取組において一定の効果が確認できた場合には、GIGA 端末の活用事例として、教育委員会内での情報発信について検討していく。
--	--	--

生涯学習財団の寺子屋先生養成事業について	コロナ禍にもかかわらず、各施設への広報に加え、一部の町内会へ直接お知らせを行うことで、新規開拓をなされたことは、職員の方々のご努力の賜物であり、高く評価する。そのことで、潜在的な受講生を受け入れることができ、受け入れ人数が増え、先生が増え、目標を上回る結果が出たことはとても素晴らしいと感じる。 他の団体においても参考とすべき取組であり、財団職員の方の話を、講演会・研修会などで他の団体関係者へ聞いていただく機会を設けることが効果的であると考えている。	寺子屋先生養成事業については、従来、市民館などの各施設で広報を行ってきたところであるが、先生の養成が必要な大師小・夢見ヶ崎小などの学区内の町内会へ直接広報を行うことにより、新たな受講生の確保につなげることができたことから、今後についても、工夫して事業の実施に努めていく。 団体同士の情報共有については、類似する取組があれば、その実施手法や成果等を共有し、活動の充実に努めていく。
生涯学習財団の寺子屋先生養成事業について	行政サービスコストが目標値を超えていることから、コスト削減に努めつつ、効果的な事業展開のあり方について検討すべきではないか。	寺子屋先生養成事業については、市からの委託事業として実施しているところであり、令和3年度については、寺子屋先生養成講座の開催回数が、2期8回分増加したことにより、行政サービスコストが増加している。 ただし、過去2年間と比較して受講者数が1.5倍から2倍超に増えていること、また、

		これに伴い、講座受講者 1 人あたりで換算した場合の行政サービスコストについても、過去 2 年間と比較して、コストを抑えることができていることから、そうした状況を評価（Check）の行政サービスコストに対する法人コメントに記載するとともに、今後についても費用対効果の高い事業展開を行っていく旨を改善（Action）の具体的内容に追記した。
生涯学習財団の生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業について	「方向性の具体的内容」でも示されているように、ポストコロナを見据えた ICT の活用は重要である。 また、次期方針で事業参加者満足度を指標として想定している点は評価することができる。	改善（Action）の方向性の具体的内容に示した、ICT の活用については、かわさき市民アカデミーと協働で実施している「市民アカデミー地域協働講座」をはじめとする各種講座・学級の実施にあたって、対面とオンラインを併用して事業を実施していくことを想定したものである。 また次期方針において、事業参加者満足度を把握することで、満足度の高い講座を多く開講することができるなど、事業参加者確保に向けた方策を講じることができると考えている。

生涯学習財団の生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業について	令和４年度はコロナ対策を取りつつ目標値達成の目処はあるか。	各種講座・学級の実施にあたっては、引き続き、対面とオンラインとの併用で事業を実施するなど、ICTを積極的に活用していくことで、目標値の達成を目指している。 令和４年７月１５日時点においては、新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ事業を実施することで、事業参加者数が延べ３,４００人程度となるなど、順調に実績値を伸ばしているものの、今後の感染症拡大状況により、原則オンライン実施としていても一部については、対面でしか実施できない事業もあることから、市民の安心・安全のために中止等の判断をせざるを得ない場合もあると想定している。 また、令和４年度の取組からは、これまで指標としていた事業参加者数のみならず、事業参加者満足度を指標として追加することで、より一層効果的な事業実施につながるものと考えている。
--	--------------------------------------	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の自主財源の確保及び自律的な事業運営について	自主財源の確保及び自律的な事業運営に向けて、目標が達成できていないことの要因は、①利用者、②社会、③財団のどこにあるのか。 それに対して、対策を取り、結果を出すという責任は、誰が負っているのか。 改善の方向性として示されているものについて、対策毎の改善見込み(金額)とそれを行うための体制、手順、工程を明らかにしてすることが必要であると考え。	自主財源の確保及び自律的な事業運営の取組についても、上記施策推進に向けた取組に連動して、新型コロナウイルスなど社会環境の変化に大きく影響を受けたものであると認識しており、実施結果(Do)や評価(Check)の指標に対する法人コメントに記載があるとおり、各施設の利用時間の繰り上げのほか、施設利用及びイベント実施において、引き続き、利用人数の制限があったことも影響しているため、その旨を追記した。 本取組に対する結果責任は、経営に関するものであり、当財団が負うものと考えているが、今後に向けては、施設利用料収入等の増収が図られるよう、利用促進策としてのPR動画の配信や21ホールでの月利用制限の見直しの継続を図るとともに、浮世絵ギャラリーのミュージアム川崎でのワークショップブースの出展、同ギャラリーの観光関係企業等へ

		の働きかけのほか、川崎駅周辺イベントでのグッズ販売、パラアート事業における文化庁補助金の獲得、ミュージアムやパラアートに係る協賛金の募集など、引き続き自己収入の増加に向けた取組を継続していくことを、各改善（Action）の具体的内容の中で整理・補記した。 各取組のうち、利用促進等を図るものについては、改善額を見込むことは難しいものであるが、パラアート事業における文化庁補助金は、令和4年度も2,889千円を獲得し、引き続き、情報収集に努めるとともに、ミュージアム協賛金については、昨年度1,769千円の収入があったメニューについて、今年度もその獲得に向けて募集を行っているところである。
国際交流センターの自主財源の確保に向けた取組について	オンラインによる事業展開に即した収入確保の方策を具体的に検討すべきではないか。	令和3年度におけるオンライン講座（有料）による対応については、6講座で60回、延べ1,270千円の参加料収入があったところであり、当該実績を実施結果（Do）に記載したと

		ころである。今後は、コロナ禍の状況や対象者のニーズ等を踏まえながら、講演会や各種講座等について、ZOOM等を活用したオンラインによる実施が円滑に図られるよう環境整備を行うなど、財源確保に向けた取組を進めていく旨を改善(Action)の具体的取組内容に記載した。
スポーツ協会の正味財産額及び正味財産収入の増加について	コロナ対策を取りつつ、正味財産額の維持や収入の増を図ることが可能ではないか。まさに民間スポーツ団体の事例を参考に経営改善に取り組まれない。	スポーツ協会は、令和元年度決算において、13,285千円の赤字があり、赤字の解消が急務であったことから、令和2年度には、赤字が顕著な事業及び目的を果たし終えた事業を廃止又は共催事業として他の団体に移管するなど見直して、公益目的事業41事業を31事業に削減するなどの事業の効率化を図ってきた。 このことにより、令和2年度は赤字が解消され、正味財産額が維持できるものと判断していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止を余儀なくされ、赤字決算の解消には至らなかった。

		しかしながら、令和3度からは回復傾向にあり、かわさき多摩川マラソンなど収益が見込める事業が実施できれば、令和4年度は収支相償となり、正味財産額も維持できるものと考えている。 収入増については、スポーツ協会役員会や民間出身の役員を中心に、収入が見込める事業の可能性を検討し、ご指摘いただいた点も踏まえ、経営改善に取り組んでいく。
公園緑地協会の経費の削減について	一般管理費の低減は成り行きに過ぎない。	一般管理費の低減は、職員退職による成り行きに過ぎないとの指摘についてであるが、これは残る職員を重点的に取り組むべき事業に配置するなど、退職動向に併せて業務のスリム化、効率化を進めた結果であると考えている。
公園緑地協会の経費の削減について	職員の不補充により経費が削減されたということは、目標達成に向けては良いことと考える。 正職員を不補充としても、業務執行や運営費の確保、必要な質の高いサービスの提供に影響はないかどうか、組織の	職員の不補充による影響については、当面は残る職員を重点的に取り組むべき事業に配置するなど、退職動向に併せた業務のスリム化、効率化をしたことにより、必要事業の水準は保たれている。 一方で、職員を削減する手法

	あり方とあわせて、検討する必要があると考える。	には限界もあり、規模が小さくなると新たな取組に挑戦する余力もなくなるという負の連鎖が生じかねない。 今後も協会の事業運営のあり方として、現行事業の必要性や最善の実施方法、収入確保策や支出抑制策の検討と併せて、組織のあり方についても、検討していく必要があると考える。
生涯学習財団の自主財源の増加について	「方向性の具体的内容」で示されているように、受講生確保のため、市民ニーズを把握することは重要である。アンケート等に伴うコストを勘案しつつ、授業料等収入を増加させるためのニーズ把握を的確に行う必要があると考える。	改善(Action)の方向性の具体的内容に示した、アンケート等による市民ニーズの把握については、既存の講座受講生へのアンケートを想定しているところあるが、潜在的ニーズの把握も必要と考えていることから、その実施にあたっては、御指摘のとおり、アンケート等に伴うコストも同時に勘案しつつ、自主財源の増加に向けた取組を進めていく。
生涯学習財団の自主財源の増加について	令和4年度はコロナ対策を取りつつ目標値達成の目処はあるか。	授業料等収入については、アンケート等により市民ニーズを把握することで、既存講座の見直しや新規講座の開講を検討するとともに、施設使用

		料収入についても、施設利用を促すための広報の拡充や、講座受講修了者への継続的な施設利用を促すことで、自主財源増加のための取組を継続していく。 令和４年６月末時点においては、授業料等収入が約 8,100 千円（令和３年度６月末時点約 7,700 千円）、施設使用料収入が約 5,000 千円（令和３年度６月末時点約 4,300 千円）と順調に実績値を伸ばしているものの、今後の感染症拡大状況により左右されるものと想定している。
--	--	--

(3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

特になし

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 法学部長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

(2) 審議経過

・ 第 1 回委員会

令和 4 年 7 月 7 日 (木) WEB 会議にて開催

・ 第 2 回委員会

令和 4 年 7 月 22 日 (金) WEB 会議にて開催